

泉大津市国際交流事業支援業務委託公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

泉大津市では多文化理解や国際理解を深め、国際社会にふさわしい人づくりやまちづくりを行うことを目的として、国際交流事業を実施している。本事業において民間の柔軟な発想を活かし、市内における国際交流及び多文化共生のさらなる推進を図るため、本事業の支援業務を委託する。

本業務に最適な事業者の選定を行うため、価格のみの競争によらず、企画力や技術力等の点から公募型プロポーザルを採用し実施する。

2. 業務概要

(1) 業務名

泉大津市国際交流事業支援業務

(2) 業務内容

泉大津市国際交流事業支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 提案限度額

1,617,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 参加資格

次の各号に定める内容をすべて満たす社会福祉法人、公益財団法人一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人とする。

(1) 次の①から③までのいずれにも該当しない者であること。

①破産者で復権を得ない者

②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧

更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画認可の決定 (旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成 17 年法律第 87 号) 第 64 条による改正前の商法 (明治 32 年法律第 48 号) 第 381 条第 1 項 (会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 参加申込書提出から選定結果の通知の日までの期間において、泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に規定する指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること
- (6) 参加申込書提出から選定結果の通知の日までの期間において、泉大津市暴力団排除条例 (平成 24 年泉大津市条例 1 号) に規定する入札参加への排除措置を受けていない者であること。
- (7) 泉大津市内での活動実績があること。
- (8) 主たる事務所を日本国内に置き、法人格を有する者であること。
- (9) 法人税、所得税及び消費税 (地方消費税を含む) を滞納していないこと。また本市の課税を滞納していないこと。
- (10) 特定非営利活動促進法 (平成 10 年法律第 7 号) で定めるところにより事業報告書等を所轄庁へ提出していること。
- (11) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者であること。
- (12) その他、法令等に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

4. プロポーザル実施スケジュール

項目	日程
募集開始	令和 6 年 4 月 11 日 (木)
質疑書締切日	令和 6 年 4 月 19 日 (金) 午後 5 時
質疑書回答日	令和 6 年 4 月 22 日 (月)
参加申込書締切日	令和 6 年 4 月 24 日 (水) 午後 5 時
参加承認書の送付	令和 6 年 4 月 26 日 (金)
企画提案書提出締切日	令和 6 年 5 月 16 日 (木) 午後 5 時
辞退届提出期限	令和 6 年 5 月 16 日 (木) 午後 5 時
書類審査	令和 6 年 5 月中旬
結果通知、結果公表	令和 6 年 5 月下旬【予定】
契約締結・業務開始	令和 6 年 5 月下旬【予定】

5. 参加申し込み

「3. 参加資格」を満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、以下の必要書類をすべて揃えて提出すること。なお参加申込書の提出がない場合は、企画提案書を受け付けないため留意すること。

- (1) 提出書類

①参加申込書（様式1）

②法人概要書（様式2）

法人概要書には、以下の書類を添付してください。

（ア）定款（最新のもの、複写可）

（イ）役員名簿

（ウ）直近の事業報告書等（事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録）

③業務実績書（様式3）

（ア）平成31年4月から令和6年3月までの間に国、地方公共団体のいずれかから受託したまちづくりに資する業務実績。

（イ）業務実績書記載の契約案件の契約書の写しを添付すること。

（ウ）元請けとして契約した業務に限る。

④登記簿謄本（交付から3か月以内、複写可）

⑤納税証明書（複写可）

国税（法人税・消費税・所得税）については、（その3の3）、市税については、泉大津市内に本店又は営業所を有するもの、その他泉大津市に課税対象を有する者は提出が必要で、本市税務課にて「未納のないことを証する納税証明書」をおとりください。

⑥印鑑証明書（交付から3か月以内、原本）

⑦使用印鑑届（様式4）

⑧障害者雇用促進法に係る雇用状況調べ（様式5）

※令和5・6年度泉大津市入札参加有資格者の場合、④、⑤、⑥、⑦、⑧の提出は不要です。

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出方法

提出期限までに担当課へ持参又は郵送により提出すること。

持参する場合は、泉大津市役所の閉庁日を除き、平日の午前8時45分から午後5時までの時間帯に限る。

郵送の場合は、提出期限日必着とする。

(4) 提出書類作成の留意事項

①提出された参加申込に関する書類の修正又は変更は認めません。

②提出された参加申込に関する書類は返却しません。

(5) 参加の承認

参加承認の可否については、令和6年4月26日（金）までに、参加申込書に記載された担当者 E-mail アドレスに電子メールで通知する。

6. 質疑の提出及び回答

本プロポーザルに関して質疑がある場合は、以下のとおり提出すること。

(1) 提出書類

質疑書（様式6）

※電話や窓口訪問による口頭での質疑には一切応じない。

(2) 提出方法

提出期限までに担当課へ電子メールで送信すること。

※件名は「プロポーザル質疑：事業者名」と記載すること。

(3) 回答日

令和6年4月22日（月）

(4) 回答方法

各事業者からの質疑事項をすべて取りまとめ、回答日の午後5時までに泉大津市のホームページにおいて掲示する。

(5) その他

提出期限を過ぎた質疑や指定した方法以外による質疑には回答しないため留意すること。

7. 企画提案書等の提出

参加承認を受けた参加事業者は、仕様書等に基づき最適な提案を行うものとする。なお提案に当たっては、企画提案書等として以下のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

①企画提案届出書（様式7）

②見積書（任意様式）

様式は自由とするが、金額は、消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込価格を記載すること。なお、費用総額は、本実施要領に定める提案上限額までとし、超える場合は失格とする。

③企画提案書（様式8）

④実施体制調書（各構成員の役割分担や経験年数等が明示されていること）（任意様式）

⑤工程表（年間の事業工程表を作成すること）（任意様式）

(2) 提出部数

①、②については正本1部、③～⑤は1部をセットしたものを正本1部、副本6部とし、副本は提案者を特定できる表示を一切しないこと。

(3) 提出方法

「5. 参加申し込み」の「(3) 提出方法」と同様とする。

(4) 提出書類作成の留意事項

①企画提案は1者1案とする。

②副本はいずれのページにも提案事業者名及び提案事業者名を類推させるロゴ等を一切記載しないこと。

③提出を求めている資料を添付するなど、過大なものにならないよう注意すること。

④提出された企画提案に関する書類の修正又は変更は認めない。

⑤提出された企画提案に関する書類は返却しない。

⑥提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

⑦提案内容を見積書金額内で実現可能な範囲とし、できるだけ具体的に記載すること。また、別紙1「審査基準」を参考に応募者としての方針やアピールポイントを明記すること。

8. 委託候補者の選定方法

(1) 選定方法

契約候補者の選定は、泉大津市プロポーザル審査委員会設置条例に基づき設置される『泉大津市国際交流事業支援業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）』の審査において、次により決定する。なお、企画提案者が1者の場合でも審査を行い、契約候補者としての可否を決定するが、評価点の合計が満点の6割に満たない場合は、契約候補者として認めない。

- ①プレゼンテーションは実施せず、別紙1「審査基準」に基づき、企画提案書類のみをもって総合的な評価を行い、最も高い評価を得た提案者（最優秀提案事業者）を契約の候補者とする。
- ②最高点の企画提案者が複数であった場合は、審査委員会の議決により、契約候補者を決定する。
- ③審査における評価や採点に関する異議は受けない。

(2) 提案書類審査

令和6年5月中旬【予定】

(3) 結果通知について

審査対象者に対して、令和6年5月下旬（予定）に審査結果を電子メールにて通知する。

(4) 審査結果の公表について

前述の審査を経て、契約候補者として特定した者についての名称と、本プロポーザルの審査における評価結果を、市ホームページで公開します。

9. 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3. 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積金額が提案限度額を超えた場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があり、審査委員会が失格と認めた場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至り、審査委員会が失格と認めた場合
- (6) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合

10. 企画提案に関する経費

企画提案に関する必要経費は、企画提案者の負担とします。

11. プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止または取り消す場合があります。

その場合においては、プロポーザルに要した経費を泉大津市に請求できません。

12. 契約について

(1) 契約方法

- ①審査委員会で選定された最も高い評価を得た提案者（最優秀提案事業者）が、泉大津市国際交流事業支援業務委託（随意契約）の委託候補者となる。
- ②業務委託契約の締結は、本市が設定する予定価格の範囲内で、委託候補者と交渉を行う。
- ③委託候補者と契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、または委託候補者の本提案における失格事項、若しくは、不正と認められる行為が判明した場合は、本市が設定する予定価格の範囲内で、次の順位の者と交渉する。
- ④締結交渉の結果、合意に至った場合は業務委託契約を締結する。なお、共同企業体の場合は、共同企業体の代表者と契約する。また、共同企業体の場合は、この業務委託を連帯して行う旨を明記した協定書を契約までの間に、本市に提出すること。

(2) 契約内容の調整、仕様書の確定

委託候補者と市が業務内容等の調整を行い、業務委託仕様書を確定する。契約内容は、仕様書、質疑回答書、企画提案書に基づき決定するものとし、提案内容は実現を約束したものとみなす。

(3) 見積書の提出

委託候補者は、確定した契約内容に基づき契約締結に向けた見積書を提出する。

(4) 業務委託契約書

参考資料 業務委託契約書（案）のとおり

(5) 契約保証金

泉大津市財務規則（昭和44年規則第7号）第114条の規定による契約保証金を納付すること。ただし、同規則第116条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

13. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて提案事業者の負担とする。
- (2) やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは中止または取り消す場合がある。その場合においても、プロポーザルに要した経費を泉大津市に請求できない。
- (3) 提出書類の著作権は企画提案者に帰属する。なお、提出書類は企画提案選定を行う作業に必要な範囲において、複製をすることがある。また、泉大津市情報公開条例（平成10年泉大津市条例第10号）に基づき請求があった場合は、公開の対象となる。
- (4) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式9）を令和6年5月16日（木）午後5時までに、政策推進課へ提出すること。辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益は無い。

14. 事務局

本業務に関する事務局及び問い合わせ先は、下記のとおり。

泉大津市政策推進部政策推進課

〒595-8686

泉大津市東雲町9番12号

TEL 0725-33-1131

FAX 0725-21-0412

E-mail seisaku@city.izumiotsu.osaka.jp

附 則

この要項は、令和6年4月11日から施行し、業者選定後、委託契約を締結した翌日をもってその効力を失う。